

規約改正履歴一覧表

改正年月日 期・総会	改正条項	旧条文	新条文
2020. 6. 28 第 42 期 通常団地総会	管理規約 第 26 条 第 2 項 (管理費 等)	管理費及び修繕積立金の額については、各団地建物所有者の共有持分に応じて算出し、組合費の額については、各団地建物所有者が所有する住戸の数に応じて算出するものとし、各金額は別表第 4 に掲げるとおりとする。	管理費及び修繕積立金の額については、別表第 4 に掲げる通りとする。また、組合費の額については、各団地建物所有者が所有する住戸の数に応じて算出するものとし、別表第 4 に掲げる通りとする。
	別表第 4 (修繕積 立金改 定)	規約本文参照	別紙参照
	駐輪場使 用細則	新規制定	別紙参照
	来客用駐 車場使 用細則	新規制定	別紙参照

上記は規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違なく、上記以外の部分は、規約原本の記載が現に有効な規約の内容と相違ありません。

年 月 日

桜美林ハイツ管理組合

理事長

印